

来年からは自宅で申告！税務署員から学ぶ スマホ申告(e-Tax)講習会

こんな人向けの講習会です！

- e-Tax 初挑戦
- 挑戦したけど設定できなくて諦めた…
- 毎年申告のために外出するのが面倒…
- 手書きだと計算も記入も大変…



e-Taxはメリットいっぱい！

e-Taxを利用すれば、申告のための外出や時間調整が不要！メリットいっぱいのe-Taxをぜひご利用ください。

e-Taxを使うと…

- 書類持参が不要
- 印刷・郵送が不要
- 一部の添付書類が不要
- 還付金を早期に受け取れる
- 24時間いつでも申告ができる



国税庁HP

開催日 1月28日(水)
問 税務課市民税担当 Tel 71-3111



自動計算・自動入力で簡単・便利なe-Taxの操作方法を税務署職員から学べます。24時間どこからでも申告できるe-Taxで所得税の電子申告にチャレンジしてみませんか。

日 1月28日(水)
①9:30~12:00 ②13:30~16:00

場 市役所3階共用会議室306

定 各回20人(先着順)

対 令和8年1月1日に安曇野市に住所を有する人

特 マイナンバーカード、マイナンバーカードの読み取りができるスマートフォン、源泉徴収票、控除証明書等の資料

申 1月6日(火)正午から
ながの電子申請サービス(右上2次元コード)で



ながの電子
申請サービス

参加する皆さんへ

暗証番号など下記の条件を確認して申し込みください

- マイナンバーカードをお持ちで、2つの暗証番号(①署名用電子証明書用英数字6~16文字②利用者証明用電子証明書用4桁)がある人
- スマートフォンの基本操作ができる人
- 申告に必要な課税資料、控除証明書が準備できる人
- 令和7年分の還付申告である
- 給与所得、年金所得のみの所得である
- 雑損控除がない
- 寄附金控除、年末調整済みの住宅借入金等特別控除以外の税額控除がない
- 医療費控除を申告する人は6ページを参考に、当日までに支払額と補てん額をまとめてきてください

松本税務署からのお知らせ 税務署内には2月13日(金)まで確定申告会場はありません

1月5日(月)から2月13日(金)の間、税務署内に確定申告会場はありません。相談を希望する場合は、確定申告期間中にお越しください。

確定申告期間 2月16日(月)~3月16日(月)

問 松本税務署 個人課税第一部門 Tel 39-3261(直通)

ご注意ください

- 2月13日(金)以前に所得税・個人消費税・贈与税の申告相談を希望する場合は、事前に電話予約が必要です。
- 確定申告期間中の駐車場は、身体の不自由な人のみ利用可能です。臨時駐車場はありませんので公共交通機関や近隣の有料駐車場をご利用ください。

収支内訳書

医療費控除は申告者や生計に対する配偶者・親族のために支払った医療費を所得額から所得控除として差し引くものですが(計算式参照)。既に他の控除額が所得金額よりも大きい場合、税額は変わりません。

支払った医療費が還付される制度ではありません。

マイナ連携で自動入力

マイナポータル連携を使うと、医療費通知情報を取得し、自動入力できます。マイナポータル

医療費控除の計算式(最高200万円)

$$\text{医療費控除額} = \text{令和7年中に支払った医療費(窓口で負担した金額)} - \text{保険金などで補てんされる金額(高額療養費も含む)} - \text{総所得金額等の5%相当額(最高10万円)}$$

医療費控除

問 税務課市民税担当 Tel 71-3111



障害者手帳等の交付を受けている人も、一定の基準に該当する人は「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることで控除を受けられます。
令和7年12月31日現在、下表に該当する65歳以上の人(直近の認定調査票・主治医意見書などから判断)が認定書は障害事由の存続期間中は変更がない場合に限り、継続して使用できます。

※認定書の交付後、障害事由に変更があった場合は再申請が必要です。有効期限の記載がない認定書をお持ちの場合は問い合わせください。

お 購入費を医療費控除として申告する場合には「おむつ使用証明書」が必要です。証明書の作成を主治医に依頼してください。市で交付する書類でも証明書の代わりに申告に使用できますので、希望する人は窓口

で申請してください。

問 高齢者介護課 Tel 71-2254



6ヶ月以上寝たきりの状態にある人または同様の状態と認める人で、医師がおむつの使用が必要と証明した人甲高齢者介護課・支所へ直接

で申請してください。

問 高齢者介護課 Tel 71-2012

医療費控除おむつ使用証明書の交付

問 高齢者介護課 Tel 71-2012



控除の種類	状 態
障害者控除	要介護1以上の人が次に該当する人 ①知的障害者(軽度・中度)に準ずる人 ②身体障害者(3~6級)に準ずる人
特別障害者控除	要介護3以上の人が次に該当する人 ①知的障害者(重度)に準ずる人 ②身体障害者(1・2級)に準ずる人 ③寝たきりの人

※認定書は税の控除のみに使用できるもので、障がい者としてのサービスが受けられるものではありません。